

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 1 5 号）第 1 7 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 7 月 6 日 甲府地方法務局大月支局 登記官 林 智彦

記

- 1 手続番号
0 9 1 8 - 2 0 2 5 - 0 0 0 1
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
上野原市秋山字女土 1 2 1 6 番乙